

第 72 号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例
熊本県監査委員に関する条例（昭和39年熊本県条例第21号）の一部を次のように改
正する。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「25日までの間に行なう」を「末日までの間に行う」に改め、同条に次のた
だし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、その期日を変更することができ
る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

現金出納検査の実施期間を十分に確保する等のため、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。